

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和8年1月30日

大磯町行政手続条例の一部改正について

資 料

改正概要	-----	1
行政手続法及び行政手続条例の及ぶ範囲	-----	1
改正内容	-----	1～2

総務課

大磯町行政手続条例の一部を改正する条例について

1 改正概要

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。）による行政手続法（平成5年法律第88号）の改正に伴い、行政手続法で定める、不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる「聴聞」及び「弁明の機会の付与」（以下「聴聞等」という。）の意見陳述手続の通知に係る公示送達をデジタル化するとされたことから、大磯町行政手続条例について規定の改正を行うものです。

2 行政手続法及び行政手続条例の及ぶ範囲

行政手続法の規定は、地方公共団体の機関が行う法令に基づく処分等について適用されますが、条例・規則に基づく処分等については適用されず（同法第3条第3項）、各自治体の行政手続条例の規定が適用されます。

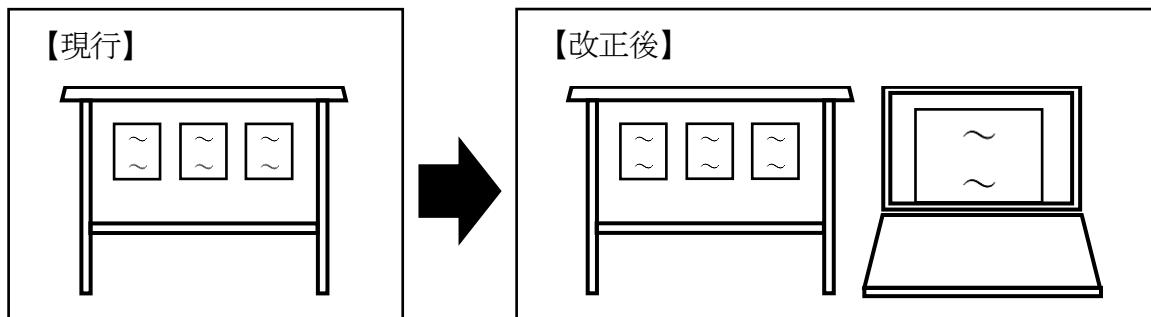
3 改正内容

(1) 公示の方法の見直し（第14条第3項、第4項、第15条及び第21条並びに第28条）

不利益処分をしようとする場合の聴聞及び弁明の機会の付与に係る公示送達について、現在は、本庁舎前及び国府支所前に設置してある掲示場に掲示しているものを、インターネットによる閲覧を可能とし、当該掲示場に行かなくてもパソコン等の画面で確認ができるようにします。

なお、利用者の利便性、デジタルデバイドへの配慮の観点から、当該掲示場での掲示も継続します。

【イメージ】



- ※1 聴聞とは、主に許認可等を取り消すなど処分の相手方に重大な不利益処分をしようとするときに、処分の相手方等が口頭で意見を述べる機会を与える手続のことをいう。
- ※2 弁明の機会の付与とは、聴聞に該当しない事由の不利益処分をしようとするときに、書面による意見陳述の機会を与える手続のことをいう。
- ※3 不利益処分とは、町長等が、条例又は規則の規定により特定の者に対し、直接に義務を課し、又はその権利を制限する処分をいいます。

(2) 施行日

令和8年5月21日から施行します。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行日とします。

(3) 経過措置

この条例による改正後の行政手続条例の聴聞及び弁明の機会の付与に係る公示送達に係る規定は、施行日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によるものとする経過措置を定めます。